

南極環境保護議定書附属書VI

(正式名称：環境保護に関する南極条約議定書の附属書VI)

背景



- 南極条約は1961年発効。南極条約地域の平和的利用、科学的調査の自由及びそのための国際協力の促進、領土権主張の凍結等を掲げる。
- 南極条約を補足するものとして「環境保護に関する南極条約議定書」が1998年発効。5つの附属書（日本は締結済み）が発効済み。
- 附属書VIは、締約国の南極条約地域における活動から生ずる損害についての責任に関する規則及び手続を規定（2005年採択）。

主な内容

南極条約地域の環境上の緊急事態（事故）について以下を規定。

- 自国の主宰者（南極地域活動を組織する政府・非政府の事業者）に対して、
 - ①事故の防止措置をとること、
 - ②緊急時の計画を作成すること
 - 及び
 - ③その活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとることを義務付ける。
- 環境上の緊急事態を起こした主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、締約国が主宰者に代わって措置をとることを推奨し、主宰者に措置の費用の支払を義務付ける。

早期締結の必要性

- 近年、南極における観光客数が急増しており、環境上の緊急事態が生ずるリスクも高まっている。また、南極に毎年調査船を派遣している我が国にとっては、他国の主宰者に代わって対応措置をとった場合にその費用の請求権が確保される点でも有益である。
- 我が国は2026年5月に広島市にて第48回南極条約協議国会議をホストする予定。同会議において責任ある原署名国として南極条約に対するコミットメントを示すため、早期に附属書VIを締結する必要がある。